

## 低コスト農地整備推進実証事業実施要綱

平成29年3月31日付け28農振第2109号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事

） 殿

農林水産事務次官

### 第1 目的及び趣旨

我が国の農業の競争力を強化するため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進しているところであるが、限られた予算を一層効率的に活用する観点から、整備コストの低減を図りつつ基盤整備を実施していくことが重要である。

情報化施工（情報通信技術（ICT）を工事の施工等に活用し、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システムをいう。以下同じ。）は、整備コストの低減につながることで期待できるものであり、作業員の高齢化や人員不足等への対応も踏まえ、農業農村整備事業においても積極的に実施していく必要がある。

このため、本事業により都道府県が行う農地整備事業において情報化施工を実施し、その効果を実証するとともに、課題等を分析・整理した上で、情報化施工の普及・推進手法の検討を行い、低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進する。

### 第2 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 情報化施工の効果や課題に関する調査等

情報化施工の効果の把握、情報化施工の導入に係る課題の抽出を行うとともに、情報化施工の導入により得られたデータや設備を営農に活用するための取組を実施する事業

#### 2 情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討

1の事業実施主体に対する指導・助言や調査結果の分析・整理により、情報化施工の普及・推進手法を検討する取組を実施する事業

### 第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、第2の1の事業については、都道府県とし、第2の2の事業については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。

#### 第4 採択要件

本事業の採択要件は、次のとおりとする。

- 1 第2の1の事業については、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2091農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する農地整備事業の実施地区において本事業を実施すること。
- 2 第2の2の事業については、公募団体が情報化施工の技術的知見を有し、第2の1の事業実施主体に対する指導・助言、調査・検討結果の取りまとめ等に必要な体制を確保できること。

#### 第5 事業の申請

- 1 都道府県知事は、第2の1の事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める事業採択申請書及び事業計画概要書（以下「事業採択申請書等」という。）を地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。))に提出するものとする。
- 2 第2の2の事業を実施しようとする者は、第3の公募要領の定めるところにより応募し、審査の結果、事業実施主体の候補者として認められた場合は、その決定通知を受けた後速やかに、農村振興局長が別に定める事業採択申請書を農村振興局長に提出するものとする。

#### 第6 事業の採択

- 1 地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）は、第5の1の事業採択申請書等を審査の上、予算の範囲内において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、都府県知事（農村振興局長にあつては、北海道開発局長を経由して北海道知事）に事業採択通知書を交付するものとする。
- 2 農村振興局長は、第5の2の事業採択申請書を審査の上、予算の範囲内において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、当該申請者に事業採択通知書を交付するものとする。

#### 第7 事業達成状況の報告

- 1 第2の1の事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の達成状況を地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に報告するものとする。
- 2 第2の2の事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の実施成果について農村振興局長に報告するものとする。

#### 第8 助 成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要な経費について、農村振興局長が

別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

## 第9 委 任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。